

第三十一回国 参議院大蔵委員会會議録第一号

昭和三十三年十二月十一日(木曜日)午前十時三十六分開会

委員氏名

- 委員長 前田久吉君
理事 西川甚五郎君
理事 山本米治君
理事 栗山良夫君
理事 平林剛君
理事 天坊裕彦君
理事 青木一男君
理事 岡崎眞一君
理事 堀原茂嘉君
理事 木内四郎君
理事 那祐一君
理事 木暮武太夫君
理事 迫水久常君
理事 塩見俊二君
理事 土田国太郎君
理事 林田正治君
理事 廣瀬久忠君
理事 宮澤喜一君
理事 荒木正三郎君
理事 江田三郎君
理事 大矢正君
理事 野濤勝君
理事 杉山昌作君
理事 船川義介君
理事 野坂参三君

委員

- 天坊 裕彦君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
那 祐一君
迫水 久常君
塩見 俊二君
土田国太郎君
荒木正三郎君
杉山 昌作君
天坊 裕彦君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
那 祐一君
迫水 久常君
塩見 俊二君
土田国太郎君
荒木正三郎君
杉山 昌作君
木村常次郎君

常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件
○調査承認要求の件

○委員長(前田久吉君) ただいまから委員会を開きます。

まず、調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会におきましては、従来毎國會、付託議案の審査と並行して、租税、金融、専売事業等、各般の問題につきまして調査を行なつて参りました。

が、現下の諸情勢にかんがみまして、今國會におきましても、これらの諸問題について調査を行うため、議長に対して租税及び金融等に関する調査承認要求書を提出いたしたいと存じます。

〔異議なしと仰せあるあり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議がないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、要求書の作成等につきましまして

は、前例により、委員長に御一任願いたいと存じます。

本日は、これにて散会いたします。午前十時三十七分散会

十二月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

2 この法律で「接収」とは、本邦(政令で定める地域を除く。)内で、連合國占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金屬等を占有している者から、無償で、これを連合國占領軍の管理に移した行為をいう。

3 この法律で「保管貴金屬等」とは、次の各号に掲げるもので、この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているものをいう。

一 接収された貴金屬等(接収の後、溶解されたものを含む。以下「接収貴金屬等」という。)

二 接収貴金屬等のうち連合國占領軍が処分したものの代償である金の地金及び預金(これに係る利息を含む。以下同じ。)

三 連合國占領軍から接収貴金屬等の引渡を受けた者が当該接収貴金屬等に代るべきものとして連合國占領軍に引き渡した金及び銀の地金

四 旧連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律(昭和二十三年法律第十九号。以下「代替貴金屬に関する法律」という。)

第一條の規定により大蔵大臣が連合國占領軍に引き渡した金及び銀の地金(連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等と同法第二條の受益者に受

け取られなかつたものに代るべきものを除く。)

(他の法令との関係)

第三條 保管貴金屬等の返還その他

の処理については、他の法令にかかわらず、この法律の定めるところによる。

(返還等の処理機関)

第四條 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貴金屬等について返還その他

の処理をするものとし、その処理が完了するまで、適正にこれを管理しなければならない。

(返還の請求)

第五條 その占有に係る貴金屬等を接収された者(以下「被接収者」という。)

又はその相続人(被接収者が法人である場合には、合併によりその法人の権利義務を承継した法人。以下同じ。)

で、この法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けていないものは、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該接収貴金屬等について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

2 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けたもののうち、当該接収貴金屬等に代るべき金又は銀の地金を連合國占領軍に引き渡した者(その権利義務を承継した者を含む)

む。)は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他引渡の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

3 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金属等の返還を受けたもののうち、代替貴金属に関する法律第四条の規定により当該接収貴金属等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したものとみなされた者(その権利義務を承継した者を含む。)は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金属に関する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により国に納付した金額を記載した書面を提出して、返還の請求をすることができる。

4 接収貴金属等の所有者(当該接収貴金属等に係る被接収者又はその相続人である者を除く。)は、被接収者又はその相続人が第一項の規定により当該接収貴金属等について返還の請求をしない場合においては、この法律の施行の日から起算して七月以内に限り、当該接収貴金属等について、大蔵大臣に対し、同項に規定する書面を提出して、返還の請求をすることができる。

5 接収貴金属等の所有者が国であり、かつ、当該接収貴金属等の被接収者が国でない場合には、当該接収貴金属等の被接収者は、第一項

の規定にかかわらず、当該接収貴金属等の返還の請求をすることができる。この場合においては、前項の規定を適用せず、国を当該接収貴金属等の被接収者とみなして、第一項の規定を適用する。

6 被接収者又は接収貴金属等の所有者が国である場合には、接収時において当該接収貴金属等を管理していた官署又はその官署からこれを引き継いだ官署の長が、第一項から第三項までの規定による返還の請求をするものとする。

(接収貴金属等の認定及び請求の棄却)

第六条 大蔵大臣は、前条第一項又は第四項の規定により接収貴金属等については、返還請求者がその請求をすることができる者(以下「権利者」という。)であるかどうかを審査し、権利者であると認めたとときは、当該接収貴金属等の種類、形状、品位並びに重量及び個数又は総重量を認定するものとする。

2 前項の認定(返還請求者が権利者であると認めることを含む。)は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該接収貴金属等についての返還の請求を棄却しなければならない。

一 返還請求者が権利者であると認められないとき。
二 当該接収貴金属等の種類、形状又は個数(政令で定めるもの)については、総重量)を認定することができないとき。
三 当該接収貴金属等が保管貴金属等のうちでないことが明らかなき(当該接収貴金属等が接収の後に溶解された可能性又は保管貴金属等で第二条第三項第二号から第四号までに掲げるもののうちに当該接収貴金属等に代るべきものが存する可能性があるときを除く)。
4 大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合においては、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。
5 前四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接収貴金属等」とあるのは、「金又は銀の地金」と読み替へるものとする。
6 第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(認定又は請求の棄却に対する不服の申立)

第七条 前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2 第六條第一項の認定に係る接収貴金属等で品位又は重量に於いて同項の認定をすることができないものがある場合(次号に規定する場合を除く。)において、保管貴金属等で第二條第三項第一号に掲げるもの(接収の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還されるものを除く。以下この号から第四号までにおいて同じ。)のうち当該接収貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接収貴金属等に係る権利者に対し、当該接収貴金属等が、これと種類、形状及び重量又は品位の等しい保管貴金属等で第二條第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のもの等しい品位又は重量を有するものとみなして、当該接収貴金属等を評価した額を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるとき

は、各権利者に係る当該評価額に
 応じ、かつ、これを限度として、
 保管貴金属等を返還するもの
 とする。

三 第六条第一項の認定に係る接
 収貴金属等で品位及び重量につ
 いて同項の認定をすることがで
 きないものがある場合において、
 保管貴金属等で第二条第三
 項第一号に掲げるもののうち当
 該接収貴金属等と種類及び形状
 の等しいものがあるときは、当
 該接収貴金属等に係る権利者に
 対し、当該接収貴金属等が、こ
 れと種類及び形状の等しい保管
 貴金属等で第二条第三項第一号
 に掲げるもののうち最低の品位
 のものと等しい品位並びに当該
 保管貴金属等のうち最少の重量
 のものと等しい重量を有するも
 のとみなして、当該接収貴金属
 等を評価した評価額を限度とし
 て、当該保管貴金属等を返還す
 る。前号後段の規定は、この場
 合に準用する。

四 第六条第一項の認定に係る接
 収貴金属等で次の表の上欄に掲
 げるものについて、前三号の規定
 により保管貴金属等の返還を受
 けることができない権利者があ
 る場合又は前三号の規定により
 返還を受ける保管貴金属等の評
 価額がその者についての当該接
 収貴金属等の評価額（前二号の
 規定により返還を受ける者に係
 る接収貴金属等については、こ
 れらの規定による評価額）に満
 たない権利者があつた場合には、
 これらの権利者に対し、各権利
 者に係る当該接収貴金属等の評

価額又はその満たない額に
 応じ、かつ、これを限度として、
 保管貴金属等のうち、それぞれ
 次の表の下欄に掲げるものを返
 還する。この場合において、前
 三号の規定により保管貴金属等
 の返還を受けることができない
 権利者に係る接収貴金属等で、
 品位又は重量について第六条第

一項の認定をすることができな
 いものの評価については、当該
 接収貴金属等は、これと同種類
 で、かつ、形状が等しいか又は
 最も類似した保管貴金属等で第
 二条第三項第一号に掲げるもの
 のうち最低の品位又は最少の重
 量のものと等しい品位又は重量
 を有するものとみなす。

接収貴金属等

接収貴金属等	保管	貴金属等
金の地金及び 製品	一 接収の後に溶解して作られた金の地金 二 第二条第三項第二号に掲げる預金で金の地金 又は製品の代償であるもの 三 第二条第三項第四号に掲げる金の地金で、被 接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合 国占領軍から引き渡された金の地金又は製品に 代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したも の	一 接収の後に溶解して作られた銀の地金 二 第二条第三項第二号に掲げる預金で銀の地金 又は製品の代償であるもの 三 第二条第三項第四号に掲げる銀の地金で、被 接収者、その相続人及び所有者以外の者に連合 国占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に 代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したも の
銀の地金及び 製品	一 接収の後に溶解して作られた白金の地金 二 第二条第三項第二号に掲げる金の地金及び預 金で白金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及 び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有 者以外の者に連合国占領軍から引き渡された白 金の地金又は製品に代るべきものとしてその引 渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したも の	二 第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占 領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地 金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したも の
白金の地金及 び製品		
ルテニウムの 地金		

ロジウムの地
金

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金
 で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に
 連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に
 代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵
 大臣が引き渡したも

パラジウムの
地金

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀
 の地金で、被接収者、その相続人及び所有者以外
 の者に連合国占領軍から引き渡されたパラジウム
 の地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者
 又は大蔵大臣が引き渡したも

オスミウムの
地金

第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占
 領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスミウムの地
 金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したも
 の

イリジウムの
地金

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金
 で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に
 連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金
 に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大
 蔵大臣が引き渡したも

イリドスミン
の地金

第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占
 領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミンの
 地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡した
 も

第二条第一項
第一号に掲げ
る貴金属の合
金の地金及び
製品

一 接収の後に溶解して作られた当該貴金属の合
 金の地金
 二 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及
 び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有
 者以外の者に連合国占領軍から引き渡された当
 該貴金属の合金の地金又は製品に代るべきもの
 としてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き
 渡したも

ダイヤモンド

第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金
 で、被接収者、その相続人及び所有者以外の者に
 連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代
 るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大
 臣が引き渡したも

2 前項の規定により保管貴金属等を返還するため必要な貴金属等の評価は、この法律の施行の日現在で行う。この場合において、金属の地金及び製品については、その素材価額により評価するものとする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金属等を返還するため必要がある場合には、保管貴金属等を分割することができる。ただし、保管貴金属等を分割することにより著しくその価値を減ずると認められる場合は分割することが著しく困難である場合には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

条の規定により返還することができないものを含む。）は、国に帰属する。
(返還の通知)
第十二条 大蔵大臣は、第八条から第十条までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならない。
(返還に対する不服の申立)
第十三条 第八条から第十条までの規定による保管貴金属等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

第十條 大蔵大臣は、第五條第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六條第五項において準用する同條第一項の認定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならない。

2 前條第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。

(返還できない保管貴金属等の帰属)
第十一条 前三條の規定により返還することができない保管貴金属等(返還のために保管貴金属等を売却した場合の売却代金のうち前二

2 前條の通知が権利者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを確明した場合は、この限りでない。
3 第一項の不服の申立は、第六條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)の認定(その認定を変更する第七條第三項の規定を含む。)に対する不服をもつて、その理由とすることができない。
4 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを變更する決定をし、その理由を附した書面により、これをそ

の申立をした者に通知しなければならない。
(受け取られない保管貴金属等の帰属)
第十四条 権利者が、第十二條の通知を受けた日(前條第一項の不服の申立があつた場合には、同條第四項の通知がその申立をした者に到達した日)から五年以内に、この法律により返還される保管貴金属等又はその売却代金を受け取らない場合には、これらのものは、国に帰属する。

2 前項の場合において、返還される保管貴金属等又はその売却代金について訴訟が係属しているときは、同項の期間は、判決の確定の日から起算するものとする。

(接収貴金属等の上存した権利)
第十五条 第五條第一項又は第四項の規定による接収貴金属等についての返還の請求に対して第九條の規定により返還された保管貴金属等については、接収時において当該接収貴金属等の上存した権利は、その返還の時から当該保管貴金属等の上存するものとみなす。

2 前項の場合において、保管貴金属等が二以上の者の所有に係る接収貴金属等についての第五條第一項の規定による返還の請求に対して返還されたものであるときは、当該保管貴金属等は、当該接収貴金属等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接収貴金属等に対応する部分に属するものとする。

ただし、その対応する部分が不明であるときは、その不明な部分についての持分は、不明な部分に対応する接収貴金属等の各所有者に属するものの接収当時の価額に依するものとする。

第十六條 第八條から第十條までの規定により保管貴金属等又はその売却代金の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属等の価額又は当該売却代金の額の百分の十に相当する金額を国に納付しなければならない。

2 前項の規定は、国が保管貴金属等又はその売却代金の返還を受けようとする場合には、適用しない。この場合において、法令の規定又は接収前の契約に基づき、国から当該返還に係る保管貴金属等の返還を受け、若しくはその返還に代えて当該売却代金の額に相当する金額の償還を受け、又は当該保管貴金属等を買戻す者があるときは、その者を同項に規定する返還を受ける者とみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接収貴金属等(保管貴金属等のうち第二條第三項第三号及び第四号に掲げるものを含む。以下次条及び第十九條において同じ。)についての返還の請求に対して返還される保管貴金属等又はその売却代金については、適用しない。ただし、接収前の契約に基づき

これらの者から当該保管貴金属等を買戻す権利を有する者があるときは、その保管貴金属等については、この限りでない。

4 第一項の規定により納付すべき金額の計算の基礎となる保管貴金属等(金属の地金及び製品に限る。)の価額は、政令で定めるところにより、当該保管貴金属の素材価額を評価した額とする。

5 第八條から第十條までの規定により保管貴金属等の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金属等で納付することができる。

(納付義務に関する認定等)
第十七條 第五條第一項から第四項までの規定により接収貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金属等が前條第三項本文に規定する者の所有に係るものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。この場合において、当該接収貴金属等に関して同項ただし書の規定に該当する事情があるときは、その旨をあわせて記載しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項前段の記載がある書面による返還の請求があつた接収貴金属等について第八條から第十條までの規定により保管貴金属等又はその売却代金を返還しようとする場合には、当該接収貴金属等が前條第三項本文に規

定する者の所有に係るものであるかどうか、及び当該保管貴金属等について同項ただし書の規定の適用があるかどうかを認定しなければならない。

3 第六条第二項及び第四項並びに第七条の規定は、前項の認定について準用する。この場合における第六条第四項の通知は、第十二条の返還の通知をする前に行わなければならない。

(納付金の求償)

第十八条 第八条から第十条までの規定により被接取者に返還された保管貴金属等については、第十六条の規定による納付金は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十六条第一項に規定する必要費とする。

2 第八条から第十条までの規定により返還された保管貴金属等を接取前の契約に基いて買い戻す者がある場合においては、当該保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定によつて国に納付した金額は、その買戻をする者が負担しなければならない。

(税法の適用)

第十九条 その所有に係る接取貴金属等についての返還の請求に対して第八条から第十条までの規定により保管貴金属等の返還を受けた者が第十六条の規定により納付する金額、第八条から第十条までの規定により返還された保管貴金属等の所有者が前条第一項の規定による必要費として償還する金額又は当該保管貴金属等の買戻をする者が前条第二項の規定により負担

する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)又は法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定による所得の計算上、返還を受け、又は買戻をした保管貴金属等の取得価額に算入し、又は所得税法第十条の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号に規定する資産の価額に加算する。

2 接取貴金属等についての返還の請求に対して、第九条又は第十条の規定により、第二条第三項第二号に規定する預金又は第九条第三項ただし書(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による売却代金が返還される場合においては、所得税法及び資産再評価法(昭和二十五年法律第十号)の規定の適用については、その返還を受けるべき時において、当該預金又は売却代金を対価として、当該接取貴金属等(当該預金又は売却代金に対応する部分に限る。)の譲渡があつたものとみなす。

であるかどうかをあわせて認定しなければならない。

一 交易営団、社団法人中央物資活用協会又は社団法人金銀運営会若しくは社団法人金銀製品商聯盟が、戦時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託により、取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したものを含む。)を、

二 前号の貴金属等のうち、政府の指示に基き、金属配給統制株式会社、交易営団又は社団法人中央物資活用協会から取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したもの及び当該地金による製品を含む)を、

三 社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域へ金製品を輸出するため、旧金貨金特別会計から取得した金の地金(当該地金を溶解したもの)及び当該地金による製品を含む)を、

四 軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金属等(当該貴金属等を溶解したもの及び当該貴金属等による製品を含む)を、

第二十条 大蔵大臣は、接取貴金属等について第六条第一項の認定をする場合(同条第三項第二号の規定に該当する場合を除く。)には、当該接取貴金属等が次の各号に掲げる貴金属等であるときは、当該各号に規定する取得者(その者が社団法人金銀製品商聯盟である場合には、社団法人金銀運営会。以下同じ。)の所有に属していたもの

2 第五条第一項又は第四項の規定により接取貴金属等について返還の請求をする場合において、当該接取貴金属等が前項各号に掲げる貴金属等であるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため

提出する書面にその旨を記載しなければならない。

3 大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接取貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等である場合において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定した場合においては、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

4 第六条第二項及び第七条の規定は、第一項の認定(第六条第二項の規定については、接取貴金属等が第一項各号に掲げる貴金属等である取得者において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものである旨の認定に限る。)について準用する。

5 第一項各号に掲げる貴金属等で、接取時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものについて返還の請求に対して、第八条又は第九条の規定により返還すべき保管貴金属等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、国に帰属する。

(交付金)

第二十一条 国は、第六条第一項の認定に係る接取貴金属等(同条第三項第二号の規定に該当するものを除く。)のうち、前条第一項各号に掲げる貴金属等である取得者の所有に属していたものの取得の代金及び計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金

額を、当該取得者に対し、交付する。

2 第九条第一項第四号後段の規定は、前項の規定により交付する金額を算出する場合に準用する。

3 交易営団及び社団法人中央物資活用協会に対しては、国は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。

一 第十一条の規定により国に帰属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金属等に該当するダイヤモンド(以下「回収ダイヤモンド」という。)につき交易営団及び社団法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められていた価格(以下「基準取得価格」という。)により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接取時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド(第六条第一項の認定に係るもの)と同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。)の総重量の比率によりあんと分した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。

二 回収ダイヤモンドの取得に係る手数料に相当するものとして前号の金額に政令で定める割合を乗じて算出した金額

4 第一項又は前項の規定により交付金を交付する場合には、その交付金の金額について、昭和二十七年四月二十八日から支払の日属する月の前月の末日までの期間

に應じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならぬ。

5 第一項又は第三項の規定による交付金の交付に關する事務は、大蔵大臣が行ふ。

(接収貴金屬等処理審議会)

第二十二條 大蔵省に、接収貴金屬等処理審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

第二十三條 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付し、その議決に基いて処理しなければならない。

一 第六條の規定による認定及び請求の棄却

二 第七條第三項(第十七條第三項及び第二十二條第四項において準用する場合を含む。)又は第十三條第四項の規定による決定

三 第八條から第十條までの規定による返還

四 第十六條の規定による納付金の金額の算定のためにする保管貴金屬等の評価

五 第十七條第二項の規定による認定

六 第二十二條第一項の規定による認定

七 第二十一條第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定

第二十四條 審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 法制局長官
二 法務事務次官
三 大蔵事務次官
四 通商産業事務次官
五 日本銀行副總裁

六 学識経験者 六人以内
2 前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。

4 専門調査員は、貴金屬等に関する専門の知識を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

5 委員及び専門調査員は、非常勤とする。

第二十五條 審議会の議事は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で決する。ただし、特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、当該事案に係る議決に加わることができない。

2 審議会は、その定めるところにより、部会を設け、その議決をもつて審議会の議決とすることができぬ。

3 第一項の規定は、部会の議決について準用する。

4 審議会は、審議(部会の審議を含む。)にあたり必要な場合には、参考人の出頭を求めることができぬ。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に關して必要な事項は、政令で定める。

(事務の委託)
第二十六條 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、保管貴金屬等の返還に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

(罰則)
第二十七條 第五條の規定による返還の請求に關して、虚偽の申立を

し、又は第十七條第一項若しくは第二十二條第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、同法による。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。
一 連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合国占領軍に対する引渡に關する法律

二 接収貴金屬等の數量等の報告に關する法律(昭和二十七年法律第二百九十八号)

3 代替貴金屬に關する法律第一條の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金の地金のうち、連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等と同法第二條の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているものは、この法律の施行の際、貴金屬特別会計に歸属する。

4 この法律の規定により國に歸属した貴金屬等及び同法の規定によ

り國に返還された固有の貴金屬等で一般會計に所屬するものは、大蔵大臣の所管とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たときは、その後においては、この限りでない。

5 大蔵大臣は、一般會計に所屬する前項の貴金屬等を、無償で、貴金屬特別会計の所屬に移すことができる。

6 貴金屬特別会計においては、當分の間、前項の規定により同會計の所屬に移された貴金屬等で貴金屬特別會計法(昭和二十四年法律第三十四号)第一條第二項に規定する貴金屬以外のものに係る經理を行うことができる。

7 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、連合国占領軍から政府に引き渡された第二條第三項各号に掲げるもの(同項第四号に掲げる金及び銀の地金にあつては、連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等で代替貴金屬に關する法律第二條の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを含む。

8 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 管財局に臨時貴金屬處理部を置く。

第十條第十一号を次のように改める。

十一 金の買取又は売渡の基本方針に關すること。

第十一條に次の二号を加える。

十五 貴金屬特別会計を管理すること。

十六 接収貴金屬等の處理に關すること。

同條に次の一項を加える。
2 臨時貴金屬處理部においては、前項第十五号及び第十六号の事務をつかさどる。
第十七條第一項の表中連合國財産補償審査會の項の次に次のように加える。

接収貴金屬等處理審議会
法律第 号)第二十三條各号に掲げる事項に關し、調査審議すること。

一、産業投資特別會計の貸付の財源に充てるための外貨債の發行に關する法律案
賠償等特殊債務處理特別會計法の一部を改正する法律案

十二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、賠償等特殊債務處理特別會計法の一部を改正する法律案

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律

賠償等特殊債務処理特別会計法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平和の回復に伴いその支払を要するもの」の下に「(ラオスが本邦に対して有する賠償請求権を放棄したことを考慮して本邦が同国との間に締結する協定に基いて供与する無償の経済及び技術援助のための債務を含む。)」を加える。

附則

この法律は、日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の効力発生の日から施行する。

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律

(外貨債の発行)

第一条 政府は、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、昭和三十三年度において、同会計の負担において、アメリカ合衆国通貨をもつて表示する公債を発行することができる。

2 前項の規定により公債を発行することができる金額の限度は、百八億円をその発行の時ににおける基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項の基準外国為替相場をいう。)で換算したアメリカ合衆国通貨の金額(その発行につき発行価格差減額が

あるときは、これをうりめるため必要な金額を加算した金額)とする。(発行限度の繰越)

第二条 政府は、前条の規定により公債を発行することができる金額のうち、昭和三十三年度においてその発行(次条の規定によりこれに代えてする借入金を含む。)をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、昭和三十四年度において、同条第一項の公債を発行することができる。

(外貨借入金)

第三条 政府は、前二条の規定により公債を発行することができる場合には、その発行に代えて、アメリカ合衆国通貨をもつて表示する借入金をすることができる。

(利子等の非課税)

第四条 第一条第一項の公債の利子及びその償還により受けるべき差益(以下この項において「利子等」という。)については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項に規定する個人、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する公債の利子で同項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。(省令への委任)

第五条 前四条に定めるものは、第五條 前四条に定めるものは、

か、第一条又は第二条の規定により発行する公債及び第三条の規定による借入金に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「特別減税国債の発行に因る収入金」の下に「産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に關する法律(昭和三十三年法律第...号)第一条第一項の公債(以下「外貨債」という。))の発行又は同法第三条の借入金(以下「外貨借入金」という。))に因る収入金」を加える。

第四条中「特別減税国債の発行に因る収入金」の下に「外貨債の発行又は外貨借入金に因る収入金」を、「特別減税国債の償還金及び利子」の下に「外貨債又は外貨借入金の償還金及び利子」を、「特別減税国債の発行及び償還に關する諸費」の下に「外貨債又は外貨借入金の発行又は借入及び償還に關する諸費」を加える。

第七条第二項第四号中「計面表」の下に「並びに外貨債の発行又は外貨借入金の借入を予定する年度にあつては、その発行又は借入及び償還の計面表」を加える。

第十四条中「特別減税国債の償還金及び利子」の下に「外貨債又は外貨借入金の償還金及び利

子」を加え、「並びに特別減税国債の発行及び償還に關する諸費」を「特別減税国債の発行及び償還に關する諸費並びに外貨債又は外貨借入金の発行又は借入及び償還に關する諸費」に改める。

昭和三十三年十二月十三日印刷

昭和三十三年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局